平成２７年（フ）第４８４号
埼玉県草加市瀬崎１丁目12番21号　木村荘202号
債務者　樋口　英男
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
埼玉県飯能市大字岩沢996番地６
債務者　松下　茂夫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６８９号
札幌市北区麻生町１丁目８番13号　コスモ麻生201号
債務者　渡辺　和良
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７９号
札幌市中央区南23条西15丁目１番５―502号ダイアナ南山鼻ヒルズⅡＢ棟
債務者　稲垣亜矢子（旧姓柳谷）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９７号
札幌市白石区東札幌２条６丁目１番22―205号
債務者　渡辺　誠治
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１８号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地１　道営住宅Ｄ14―103
債務者　今城　久美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４１号
札幌市中央区南13条西９丁目１番37号
債務者　菊地　智美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
岩手県一関市花泉町日形字寄合88番地１
債務者　吉田　浩之
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４４号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡135番地29
債務者　川畑真紀子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第６７号
山形県米沢市塩井町塩野777番地の４　タウンハウス桜Ｃ号室
債務者　齋藤　一紀
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第４８２号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目19番403号
債務者　杉山麻衣子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５４０号
埼玉県入間郡越生町越生東３丁目２番地８キャロットハウス105
債務者　倉田　大海（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５４２号
埼玉県飯能市大字笠縫106番地１　ガーデンヒルズ101
債務者　安田　憲一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７６号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地８（Ａ―１棟509号室）
債務者　吉川　郁代
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６５５号
大阪府寝屋川市池田本町19番21―107号
債務者　林　　美希
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８６号
大阪府枚方市牧野阪１丁目12番14―101号
債務者　河村　幸歩
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０１号
大阪府東大阪市南荘町７番34号
債務者　藤原　由佳
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで大阪地方裁判所第６民事部